

# 固定資産課税台帳情報の活用について

- 固定資産課税台帳に記載されている情報のうち、
  - ・ 所在市町村、地番・地目・地積、登記名義人の住所・氏名など登記簿記載情報は提供可能。
  - ・ 評価額・課税標準額、登記簿情報と異なる所有者や住所情報などは、私人の秘密を守る観点から、地方税法上の守秘義務の対象となり、原則として情報提供できない。
- ただし、法的措置の必要性、納税者保護などを勘案のうえ、別途、個別法において一定の要件を定めることにより、固定資産課税台帳の所有者情報が活用可能となる場合がある。

## 【固定資産課税台帳の情報提供を可能とした例】

- ・ 林務担当部局 : 森林所有者の把握を目的とした情報活用(森林法第191条の2(平成24年4月1日施行))
- ・ 農業委員会 : 農地所有者の把握を目的とした情報活用(農地法第51条の2)(平成26年4月1日施行)
- ・ 空家等担当部局 : 空家等の所有者の把握を目的とした情報活用(空家法第10条)(平成27年2月26日施行)
- ・ 所有者不明土地等担当部局 : 地域福利増進事業等の対象区域の土地所有者の把握を目的とした情報活用  
(所有者不明土地特措法第39条第1項)(平成30年11月15日施行)

## 地方税法(抄)

(秘密漏えいに関する罪)

第二十二條 地方税に関する調査(不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。)若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合には、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

# 森林法における固定資産課税台帳情報の提供について

平成24年4月1日以降、新たに森林の所有者となった者は市町村林務部局に届出義務があるため、所有者等情報は本人と林務部局の間で秘密ではないと解され、当該情報の内部利用等に係る規定を森林法上に位置づけることで、市町村税務部局から林務担当部局に対し、所有者情報(住所、氏名)等の提供が可能とされている。

①事項Xについて  
法的報告義務有り

②法的な  
情報提供請求権有り

14



行政機関



税務当局

〔事項Xの情報所有〕



①・②を満たす場合、事項Xを提供しても良い

# 不動産取得税の概要

項目	内 容
1. 課税主体	都道府県
2. 納税義務者	不動産の取得者
3. 課税方式	<課税客体> 不動産の取得 <徴収方法> 普通徴収の方法による
4. 課税標準	価格(固定資産課税台帳に登録された固定資産の評価額)
5. 税 率	標準税率 本則4% <税率の特例> 住宅及び土地 3% (R3.3.31まで)
6. 課税標準及び 税額の特例	<住宅・住宅用地の特例> (昭和29年創設) 住 宅 ・課税標準の特例措置 新築住宅→1,200万円を 中古住宅→住宅の新築時期により最高1,200万円を 控除  住宅用地 ・税額の減額措置(新築・中古とも) 150万円又は床面積の2倍の面積(200㎡限度)に相当する土地の価格の いずれか大きい額に税率を乗じて得た額を減額  <住宅用地・商業地等の特例> (平成6年創設) 住宅用地、商業地等の取得に係る課税標準としての価格を、評価額の1/2に圧縮
7. 税収(平成29年度決算)	4,065億円
8. 沿 革	昭和29年 創設 昭和56年 税率の改正(3%→4%)

# 不動産取得税の課税資料の収集事務の流れ

登記所



登記済通知書送付  
(地方税法第382条)

市町村



取得の事実の通知(地方税法第73条の18第3項)  
価格等の通知(地方税法第73条の22)

都道府県

地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（不動産取得税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務）

第73条の18 略

2 略

3 市町村長は、前項の規定による申告書若しくは報告書を受け取つた場合又は自ら不動産の取得の事実を発見した場合には、その日から10日以内に当該申告書若しくは報告書を道府県知事に送付し、又は当該取得の事実を通知するものとする。

（固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知）

第73条の22 市町村長は、第73条の18第3項の規定によつて送付又は通知をする場合においては、道府県の条例の定めるところによつて、当該不動産の価格その他当該不動産の価格の決定について参考となるべき事項をあわせて道府県知事に通知するものとする。

（登記所からの通知及びこれに基づく土地課税台帳又は家屋課税台帳への記載）

第382条 登記所は、土地又は建物の表示に関する登記をしたときは、10日以内に、その旨を当該土地又は家屋の所在地の市町村長に通知しなければならない。

2 前項の規定は、所有権、質権若しくは100年より長い存続期間の定めのある地上権の登記又はこれらの登記の抹消、これらの権利の登記名義人の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記若しくは100年より長い存続期間を百年より短い存続期間に変更する地上権の変更の登記をした場合に準用する。ただし、登記簿の表題部に記録した所有者のために所有権の保存の登記をした場合又は当該登記を抹消した場合は、この限りでない。

3 略